

●香川県告示第15号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成27年1月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
26-21	平成27年1月20日から 平成30年1月19日まで	医療法人社団有史会高島病院	高松市国分寺町新名500番地 1